

京都市特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

京都市長 松井孝治

京都市規則第87号

京都市特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

京都市特定非営利活動促進法施行細則の一部を次のように改正する。

第3条を削り、第4条を第3条とする。

第5条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第4条とする。

第6条を削り、第7条を第5条とする。

第8条第2項を削り、同条を第6条とする。

第9条から第11条までを削り、第12条を第7条とし、第13条から第20条までを5条ずつ繰り上げ、第21条を削る。

第22条中「第12条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条を第16条とする。

第23条第1項各号列記以外の部分及び第2項中「第5条第3項」を「第4条第2項」に改め、同条第3項を削り、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項中「第5条第3項」を「第4条第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項後段中「第4項」を「第3項」に、「第6項」を「第5項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「第5項」を「第4項」に、「第4項」を「第3項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項前段中「第5条第3項」を「第4条第2項」に、「第14条第2項」を「第9条第2項」に、「第15条第2項」を「第10条第2項」に、「第17条第2項」を「第12条第2項」に改め、同項後段中「第5条第3項」を「第4条第2項」に、「第4項」を「第3項」に、「第5項」を「第4項」に、「第6項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項前段中「第7項」を「第6項」に、「第16条第2項」を「第11条第2項」に、「第20条第2項」を「第15条第2項」に改め、同項後段中「第5条第3項」を「第4条第2項」に、「第4項」を「第3項」に、「第5項」を「第4項」に、「第6項」を「第5項」に改め、同項を同条第8項とし、同条を第17条とする。

第24条中「第4条」を「第3条」に改め、同条を第18条とする。

第25条を第19条とし、第26条から第28条までを6条ずつ繰り上げる。

別記様式中「第19条関係」を「第14条関係」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(文化市民局地域自治推進室)